

## 令和6年1月教育委員会定例会議事録

- 1 日時 令和6年1月23日(火) 午後2時から
- 2 場所 鈴鹿市役所 本館11階 教育委員会室
- 3 出席 教育長(廣田隆延)  
教育委員会委員(下古谷博司、松嶋康博、笠井智佳、服部直美)
- 4 議場に出席した職員  
教育委員会事務局教育次長(伊川歩)、教育委員会事務局参事(三浦洋子)、参事兼教育総務課長(鈴木明)、参事兼教育政策課長(小林佐織)、学校教育課長(藤見忠)、参事兼教育指導課長(西村佳代子)、教育支援課長(津田由美子)、文化財課長(大窪隆仁)、書記(木葉健介)、書記(久住孝大)
- 5 議事
  - (1) 専決(鈴鹿市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定)の承認について  
(教育総務課)
  - (2) 専決(鈴鹿市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定)の承認について  
(教育総務課)
  - (3) 専決(鈴鹿市教育委員会訓の読点の表記を改める訓の制定)の承認について  
(教育総務課)
  - (4) 専決(鈴鹿市教育委員会告示の読点の表記を改める告示の制定)の承認について  
(教育総務課)
  - (5) 通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について  
(教育指導課)
- 6 報告事項
  - (1) 令和5年度佐佐木信綱記念館特別展「歌のころ・信綱のころ」 (文化財課)
  - (2) 令和5年度大黒屋光太夫記念館特別展  
「日本とロシアと光太夫ー近くて遠いおとなりさんー」 (文化財課)
- 7 その他
  - (1) 令和6年2月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)
- 8 傍聴人 1名

---

(教育長) 皆様、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和6年1月教育委員会定例会を開催します。

本日の議事録署名委員は、松嶋委員にお願いいたします。

(教育長) 議事に入ります前に、本年1月1日付けをもって、教育委員会委員に任命されました服部直美委員に、就任の御挨拶を賜りたいと存じます。服部委員、よろしくお願いいたします。

(服部委員) 皆様こんにちは。この度、拝命いたしました服部直美と申します。よろしくお願いいたします。3月まで現場の方で教員をしておりました。これまで大変お世話になった先生方、そして温かい保護者や地域の方々、何よりも可愛い子どもたちのために、何か自分でもできることがあれば、やっていきたいと思っておりますので、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。服部委員、これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

(教育長) それでは、議事に入ります。議案第2101号「専決（鈴鹿市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定）の承認について」、議案第2102号「専決（鈴鹿市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定）の承認について」、議案第2103号「専決（鈴鹿市教育委員会訓の読点の表記を改める訓の制定）の承認について」及び議案第2104号「専決（鈴鹿市教育委員会告示の読点の表記を改める告示の制定）の承認について」は、公用文における読点の表記に関する所要の整備でございますので、一括してお諮りいたします。

(書記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、「鈴鹿市教育委員会規則の読点の表記を改める規則」、「鈴鹿市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令」、「鈴鹿市教育委員会訓の読点の表記を改める訓」及び「鈴鹿市教育委員会告示の読点の表記を改める告示」の制定について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育総務課長) それでは、議案第2101号「専決（鈴鹿市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定）の承認について」、議案第2102号「専決（鈴鹿市教育委員会訓令の読点の表記を改める訓令の制定）の承認について」、議案第2103号「専決（鈴鹿市教育委員会訓の読点の表記を改める訓の制定）の承認について」及び議案第2104号「専決（鈴鹿市教育委員会告示の読点の表記を改める告示の制定）の承認について」を一括して説明申し上げます。

昨年10月、市長部局におきまして、本市の公用文のルールである「鈴鹿市公用文に関する規程」が改正され、使用する読点の表記を「、（コンマ）」から「、（テン）」に変更することとなりました。施行日は本年1月1日でございます。教育委員会におきましても、同様の取扱いとすべく、市議会12月定例会における「鈴鹿市条例の読点の表記を改める条例」の可決に伴い、所要の整備をしたものでございます。私からの説明は以上でございます。

います。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第 2101 号「専決（鈴鹿市教育委員会規則の読点の表記を改める規則の制定）の承認について」から議案第 2104 号「専決（鈴鹿市教育委員会告示の読点の表記を改める告示の制定）の承認について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第 2101 号から第 2104 号を原案のとおり承認いたします

それでは、次に、議案第 2105 号の「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」をお諮りします。

(書 記) 議案を朗読

(参事兼教育総務課長) 提案理由でございますが、通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 2 号の規定により、この議案を提出いたします。

(参事兼教育指導課長) それでは、続きまして議案第 2105 号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正」につきまして、説明申し上げます。10 ページを御覧ください。昨年 4 月の教育委員会定例会でも説明しましたように、本市においても、今年度、稲生小学校、神戸中学校に通級指導教室が新設され、通級指導教室を利用する児童生徒数は、市内 9 教室で、158 人から 213 人と 1.3 倍に増加しており、通級指導教室の適切な運営や拡大が求められております。現在、通級による指導を受けるためには、「子ども家庭支援課が実施する W I S C 等の発達検査等を受け、結果を基に教育相談を受ける」ことが原則となっています。発達障がいの疑いがある児童生徒の場合、W I S C 等の発達検査等の結果が、支援の参考となる場合が多くあり、このような手続きとなっております。しかし、現在、子ども家庭支援課で行う発達検査等では、予約から実施、結果の連絡までに 3 か月ほどの期間を要し、児童生徒が早期に通級による指導を受けることができないことが課題となっております。こうしたことを踏まえ、児童生徒が早期に通級による指導を受けられるよう、体制を整備することといたしました。その変更について明記した条文が第 4 条にあります。改正前の同条では、「通級による指導を受けようとする児童生徒及びその保護者は、在籍校の校長を通じて、教育委員会が行う教育相談を受けなければならない。」とありましたが、先ほど申し上げましたように、手続きの簡略化を図るために、「在籍校の校長を通じて、教育委員会が行い、又は教育委員会が認める教育相談を受けなければならない。」としました。説明は以上でございます。

(教育長) ただ今の議案に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(笠井委員) 詳細な御説明ありがとうございます。子ども家庭支援課で行う発達検査の予約が立て込んでいるということで、教育委員会が認める教育相談というのは、どちらか別の機関に委託するという形になるのでしょうか。

(参事兼教育指導課長) 教育委員会が認める例としましては、医師における発達検査を受けている場合を考慮して、教育委員会が認める教育相談に該当すると考えております。

(下古谷委員) これまで、予約から結果が出るまでで、3か月ぐらい経っているとのことでしたが、改めることで概ねどれぐらいに期間を短縮できるのでしょうか。

(参事兼教育指導課長) 今後のことで、実績というのがございませぬので、今のところは分からないというのが現状です。

(教育長) 結果が出るまでに時間が掛かることが課題ですので、できるだけ時間を短縮できるような方策を考えていかなければならないと思っております。

(松寫委員) 改正後の文章の部分が、少し読み取りにくい印象を受けます。主語が、「指導をうけようとする児童生徒及びその保護者は、」ということで、改正前は、「教育委員会が行う」教育相談を受けなければならないという、教育相談という目的にそのまま繋がっているのですが、改正後は、「教育委員会が行い、又は教育委員会が認める」教育相談ということなので、教育委員会が何を行うかというところが、「行い」であると動詞で完結しているため、後ろに係っていかない。それであれば、「教育委員会が行う、又は教育委員会が認める」教育相談であれば、2つとも教育相談に係ると思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。

(参事兼教育指導課長) その点につきましては、法制執務上、問題がないという確認をしております。委員のおっしゃるように、文章を読んだ時の違和感について、法制執務上の確認をさせていただきました。

(教育次長) 法制執務に確認したというのは、条例改正などをチェックしている機関に確認したということです。一般の方から読みづらい部分があると思いますが、表現的にはこういう形が、適切な公用文として整理しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

(松寫委員) 議事録に残すという意味で発言させていただきますけれども、今回の改正文が間違っていないというのは分かりましたが、やはり市民にとって分かりやすい表現を使い、良い方向性へ変えていくという積み重ねが、時間をかけてでも必要であると感じました。

(教育次長) 今現在、お役所言葉の見直しということで、市民向けの発信文書や御案内において、硬い役所表現や敬重する言葉をなくしていこうという動きがございます。そのため、対外的に市民にとって分かりやすい表現は、どんどん増えていきます。しかしながら、条文的部分については、読みやすいという表現になるには時間を要すると考えております。一般的な文章においては、お役所言葉をなくしていく見直しがされていますので、それを御確認いただける機会があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(服部委員) 教育現場におりました者としましては、子ども家庭支援課に発達検査をお願いしても長い間、待たなければならないということで、少しでもその期間が短くなり、西村課長が言われたように、少しでも早く子どもたちのために動けるといふのであれば、本当にありがたいことであると思っております。教育委員会が認める機関で見ていただくことで、3か月よりも短縮されるのであれば、大変良いことであると思っております。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、お諮りします。議案第2105号「通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について」を原案のとおり承認することに御異議はございませんでしょうか。

(委員一同) 異議なし

(教育長) 御異議がないようですので、議案第2105号を原案のとおり承認いたします。  
続きまして、報告事項に移ります。報告事項1番目の「令和5年度佐佐木信綱記念館特別展『歌のこころ・信綱のこころ』」をお願いいたします。

(文化財課長) 続きまして、報告事項1番目、「令和5年度佐佐木信綱記念館特別展」について、説明申し上げます。佐佐木信綱記念館では、「歌のこころ・信綱のこころ」と題し、1月17日(水)から3月17日(日)まで特別展を開催いたします。佐佐木信綱は、6歳ではじめて歌を詠み、92歳まで生涯歌を詠みつづけ、その歌の数は、1万首以上とされています。今回の特別展では、歌人としての信綱に焦点を当て、新派歌人時代、充実期、熱海時代の3つの時代に分けて紐解きます。歌集の序文にこめた信綱の思いや、歌集刊行に至るまでのエピソード・代表歌などを紹介します。信綱が伝えたかった「歌のこころ」とは何だったのか。この展示をとおして、短歌にこめた「信綱のこころ」を知っていただければ幸いです。以上、報告とさせていただきます。

(教育長) ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

(教育長) それでは、御意見もないようですので、次の報告事項に移ります。報告事項2番目の「令和5年度 大黒屋光太夫記念館特別展『日本とロシアと光太夫ー近くて遠いおとなりさんー』」をお願いいたします。

(文化財課長) 続きまして、報告事項2番目、「令和5年度大黒屋光太夫記念館特別展」に

ついて、説明申し上げます。大黒屋光太夫記念館では、1月18日（木）から3月17日（日）まで、「日本とロシアと光太夫ー近くて遠いおとなりさんー」と題し、令和5年度特別展を開催いたします。大黒屋光太夫がロシアに漂流した頃、日本はロシアの接近に直面していました。ロシアの南下に危機感を持った人々によって海防論が盛んになり、林子平が「海国兵談」を出したのが、光太夫の漂流から4年後の天明6（1786）年でした。蘭学者たちは、ロシア情報の収集に努め、幕府も蝦夷地探索に乗り出します。そこに、ラクスマンに連れられて大黒屋光太夫が帰国しました。日本のロシア研究は、光太夫の帰国によって、大きく広がっていきます。今回の特別展では、当時の日本で出されたロシア関係の資料とともに日露関係の出発点を振り返ります。光太夫の業績に理解を深めていただくとともに今を考えるきっかけにいただければ幸いです。以上、報告とさせていただきます。

（教育長）ただ今の報告に御質問、御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

（教育長）大黒屋光太夫に関するテレビ番組が、NHKで放送されるのですでしたか。

（文化財課長）偶然ですが、先週の火曜日と本日の夜に、NHKのEテレにて、大黒屋光太夫の特別番組が随分久しぶりに放送されます。特別展にとっては、非常に良いタイミングでテレビ放送されます。

（教育長）第1部では、ロシアへ渡るまでのエピソード、第2部では日本に帰ってくるまでのエピソードにて放送されるとのことですか。

（教育長）それでは、御意見もないようですので、その他事項に移ります。

（教育長）「令和6年2月教育委員会定例会の開催について」をお願いします。

（参事兼教育総務課長）令和6年2月定例会でございますが、令和6年2月13日（火）午後1時30分から鈴鹿市役所11階教育委員会室において、開催したいと存じます。

（教育長）ただ今の提案に、御異議ございませんでしょうか。

（委員一同）異議なし

（教育長）御異議がないようですので、令和6年2月教育委員会定例会を令和6年2月13日（火）午後1時30分から鈴鹿市役所11階教育委員会室において開催することにいたします。

（教育長）以上をもちまして、令和6年1月教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

1月教育委員会定例会終了 午後2時22分

以上会議の顛末を録し、ここに署名する。

教育長 廣田 隆延

委員 松 崑 康博